

後期高齢者医療制度における令和6・7年度の保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年ごとに見直すこととされています。

令和6・7年度の保険料率について、令和6年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、医療に関する条例の改正議案として下記保険料率で可決されています。

保険料率	令和6・7年度 (A)	令和4・5年度 (B)	比較 (保険料：A-B)
均等割額	45,930円	44,170円	1,760円増
所得割率	9.03%※	8.38%	0.65ポイント増

※激変緩和措置として、年金収入153万円超～211万円（旧ただし書き所得58万円）相当以下の方は、令和6年度に限り、激変緩和用所得割率8.42%が適用されます。

◆賦課限度額◆ 令和4・5年度：66万円→令和6・7年度：80万円
(令和6年度は激変緩和措置として73万円)

◎令和6年度中に75歳に到達して新規加入する方は激変緩和措置の対象外となり、令和6年度から80万円となります。ただし、新規加入する方のうち、障害認定により加入する方は激変緩和措置の対象となり73万円となります。

【賦課限度額に達する収入の目安】 賦課限度額66万円：年収約1,093万円以上
73万円：年収約1,116万円以上、80万円：年収約1,193万円以上

■保険料率改定のポイント

1. 保険料率を抑えるため保険給付費支払基金(剰余金)を活用
約175億円(令和6・7年度 2年度分)

2. 後期高齢者負担率の引き上げ

現役世代の負担上昇を抑制するため、高齢者1人当たり保険料と現役世代の1人当たり支援金の伸び率が同じようになるように設定方法の見直しが行われました。

令和4・5年度 11.72% → 令和6・7年度 12.67%

■保険料改定前との比較

1. 平均保険料額

平均保険料額 (軽減後)	改正後	改正前	比較
	R6：84,998円 R7：86,754円	78,773円	6,225円増 7,981円増

2. 保険料の計算例

公的年金収入(240万円)のみの方の場合

令和6年度保険料 124,400円 (7,400円増)

令和5年度保険料 117,000円